

介護保険法による事業者指定申請等に係る手数料について

山口県では、山口県使用料手数料条例の改正に基づき、2019年8月1日以降の新規指定・指定更新申請等について、申請手数料が必要となりますのでお知らせします。

●対象となる介護サービス及び手数料

(単位：円)

サービス種別	指定等種別	手数料額	備 考
指定居宅サービス事業	新規指定	18,000	
	更新	9,000	
指定介護予防サービス事業	新規指定	18,000	同種の指定居宅サービス事業の新規指定との同時申請は0円
	更新	9,000	同種の指定居宅サービス事業の更新との同時申請は0円
指定介護老人福祉施設	新規指定	18,000	
	更新	9,000	
指定介護療養型医療施設	更新	9,000	
介護老人保健施設	開設許可	63,000	従来どおり
	変更許可	33,000	従来どおり
	更新許可	9,000	
介護医療院	開設許可	63,000	従来どおり
	変更許可	33,000	従来どおり
	更新許可	9,000	

- ※ 同種の居宅サービスと介護予防サービス（別記参照）を同時に申請する場合は、介護予防サービスに係る手数料は納付の必要はありません。
- ※ 指定申請手続を必要としない「みなし指定」については、手数料納付の必要はありません。
但し、みなし指定を不要とする申し出をした後、新たに事業を行う指定申請をする場合は、手数料が必要となります。
- ※ 上記手数料については、審査のための手数料であるため、審査の結果、指定（許可）等を行うことができない場合でも、手数料の返還はできません。

● 手数料徴収開始時期について

2019年8月1日以降の申請分を対象とする。

○ 新規指定申請

「2019年10月1日指定」の申請から対象となります。

新規指定申請の提出期限は、指定を受けたい月の前々月末日としていますが、2019年10月1日指定申請については、2019年8月1日から2019年8月31日までを申請期間としますのでご注意ください。

○ 更新申請

「2019年9月30日に指定の有効期間が満了となる事業所」から対象となります。

更新申請の提出期限は、指定の有効期間の満了日の1月以上前までとしていますが、2019年9月30日に指定の有効期間が満了となる更新申請については、2019年8月1日から2019年8月31日までを申請期間としますのでご注意ください。

● 手数料の納付について

申請書に「山口県収入証紙」を貼付してください。

※ 申請書は「山口県収入証紙貼付け欄」のある様式を使用してください。
その際、収入証紙は消印しないでください。

※ 山口県収入証紙は、県内の県税事務所及び市町等で販売しています。

● 手数料が免除される同種の居宅サービスと介護予防サービスの同時申請

以下の表の左欄と右欄のサービスを、同一の事業所において一体的に運営する場合と同時に申請する時は、介護予防サービスに係る手数料は不要です。

指定居宅サービス	指定介護予防サービス
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護